

## 旭川市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則

昭和 48 年 3 月 31 日

規則第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、旭川市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和 48 年旭川市条例第 9 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 削除

(特殊装置)

第 3 条 条例第 8 条第 4 項に規定する駐車施設とは、駐車場法施行令（昭和 32 年政令第 340 号。以下「令」という。）第 15 条の規定により国土交通大臣が認めたもので、交通に支障のない空地を有するものとする。

(承認申請)

第 4 条 条例第 9 条第 3 項の規定により市長の承認を受けようとする者は、次条の規定による届出の前に駐車施設（変更）承認申請書（様式第 1 号）に別表に掲げる図書 2 部を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請について承認又は不承認の決定をしたときは、駐車施設（変更）承認・不承認通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

(届出)

第 5 条 条例第 10 条の規定により市長に届出をしようとする者は、駐車施設を附置しようとする建築物に係る建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項の規定による通知を行う前（これらの申請又は通知を必要としないときは、駐車施設を附置し、又は届け出た事項を変更する前）に、駐車施設（変更）届出書（様式第 3 号）に別表に掲げる図書 2 部を添えて市長に提出しなければならない。

(立入検査の身分証票)

第 6 条 条例第 13 条第 2 項に規定する立入検査を行う職員の身分を示す証票は、様式第 4 号に定めるところによる。

(措置命令書)

第 7 条 条例第 14 条第 2 項に規定する書面は、措置命令書（様式第 5 号）とする。

附 則

この規則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 12 月 21 日規則第 47 号）

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 30 日規則第 34 号）

1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の旭川市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則の規定は、平成 11 年 10 月 1 日以後に建築物の新築、増築及び用途変更の工事に着手する者について適用し、同日前に建築物の新築、増築及び用途変更の工事に着手する者については、なお従前の例による。

附 則（平成 11 年 7 月 30 日規則第 54 号）

この規則は、平成 11 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 12 月 18 日規則第 119 号）

この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 7 日規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日規則第 21 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 17 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旭川市規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の旭川市規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 32 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日規則第 61 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 29 日規則第 22 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表

用途	図書の種類	明示すべき事項
第4条による承認申請用	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び位置並びに駐車施設を設けなければならない建築物との距離等
	配置図(縮尺200分の1以上)	縮尺、方位、敷地境界線、位置、駐車施設内外の車路及びその幅員並びに敷地が接する道路及びその幅員等
	各階平面図(縮尺100分の1以上)	縮尺、方位、間取、規模、各室の用途並びに駐車施設内外の車路及びその幅員等
	駐車施設の台数算定書	建築物の規模、駐車施設の規模、附置する駐車施設の規模及び駐車台数算出の経過等
第5条による届出用	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び位置等
	配置図(縮尺200分の1以上)	縮尺、方位、敷地境界線、位置、駐車施設内外の車路及びその幅員並びに敷地が接する道路及びその幅員等
	各階平面図(縮尺100分の1以上)	縮尺、方位、間取、規模、各室の用途並びに駐車施設内外の車路及びその幅員等
	駐車施設の台数算定書	建築物の規模、駐車施設の規模、附置する駐車施設の規模及び駐車台数算出の経過等

備考 条例第9条第1項の規定により駐車施設を設置しようとする場合は、当該建築物の配置図、各階平面図を添付すること。